

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	神奈川県環境影響評価条例				
条例番号	昭和55年神奈川県条例第36号	法規集	第5編第1章		
所管部局室課	環境農政局環境部環境計画課				
条例の概要	神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者が、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、知事が、その結果を公表し、これに対する意見を住民及び市町村長に求め、事業者に対し、環境保全上の見地から配慮を求めるための手続等に関する必要な事項を定めている。				
検討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業については、その実施前に環境保全上の見地から適正な配慮が求められるため、条例で事業の実施に際して行う環境アセスメント手続を定める必要があり、本条例は、その目的達成のため引き続き必要な条例である。			本条例の対象は、環境影響評価法の対象事業以外の一定規模以上の事業及び法の対象事業。
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	環境アセスメントに関し、住民、事業者及び行政が行う手続を定め、事業の実施が周辺の環境に及ぼす影響を、事業者が自ら事前に調査、予測、評価し、県がその結果を公表した上で住民及び市町村長から意見を聴き、事業者の配慮を促すことにより事業計画を環境保全上の見地からより良いものとしていく制度を構築しており、良好な環境の保全及び創造に資するものであることから、本条例は目的達成のため有効である。			審査実績 平成21年度 6件 平成22年度 2件 平成23年度 4件 平成24年度 3件 平成25年度 5件
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	手続内容及び時期を具体的に規定して、調査等の結果を適切な時期に公表し、これに基づき住民及び市町村長の意見を聴くこととしており、事業者に対し効率的に環境保全上の見地から配慮を求めることができる制度となっている。 また、他の法令による手続との調整について規定することにより手続の重複を回避するなど、条例の目的達成のため、本条例は効率的な内容となっている。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	条例で定める環境アセスメント手続は、事業者对环境への配慮を促すことにより、県政運営の総合的・基本的指針である総合計画「かながわグランドデザイン」<基本構想>において、エネルギー・環境分野の2025年にめざすがたで掲げている「県民、NPO、企業などすべての活動の担い手が、より積極的に環境に配慮して行動することにより、持続可能な社会の構築」を目指すものであり、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例で規定している環境影響評価手続等は、憲法に定める権利の制限について、良好な環境の保全及び創造に資する目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内であり、憲法、法令に抵触しない。			
その他	環境影響評価制度のあり方について、環境影響評価審査会の意見を聴いた上で県民意見募集を行い、平成26年3月に条例及び規則を改正するとともに手続期間短縮のため運用の改善を図った。			審査会答申と条例改正 【第1次答申】図書電子縦覧の導入 (平成23年条例第54号) 【第2次答申】実施計画書説明会の導入 (平成25年条例第71号) 【第3次答申】縦覧期間の短縮 (平成26年条例第25号)	
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	